志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　第１２回定例教育委員会

１．招集年月日　　平成３０年１２月１３日（木）

１．開催年月日　　平成３０年１２月２０日（木）

１．開催場所　　志摩市役所４階４０５会議室

１. 招集をした者　　筒井　晋介

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した職員　　教育委員会事務局教育部長　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼教育総務課長　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局学校教育課長　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

１．傍聴人　　０名

１．事　　項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  日程第　７  日程第　８  日程第　９  日程第１０  日程第１１  日程第１２  日程第１３ | | 開会時間　９時００分  会議録署名委員の指名　　２番　　森　委員  教育委員会　　教育委員会 平成３０年第１１回定例会及び第３回臨時会会議録の  　　　　　　　承認について  教育長報告  議案第５９号　平成３０年度一般会計補正予算（第６号）（案）について  議案第６０号　教育財産の用途変更（廃止）について  議案第６１号　平成３１年度小中学校の土曜日の授業の実施について  議案第６２号　平成３１年度全国学力・学習状況調査について  議案第６３号　平成３１年度　志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の  　　　　　　　日程について  報告第５４号　志摩市総合教育センター設立に係る保護者あて周知文について  報告第５５号　図書館大規模改修事業の進捗について  報告第５６号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用について（答申）  報告第５７号　外国人英語指導業務委託プロポーザル方式選定委員会委員の委嘱に  　　　　　　　ついて  その他協議・報告案件について   1. 教職員等の学校敷地の駐車場使用料徴収にかかる考え方について（学校教育課） 2. 東海小学校にかかる案件報告について（教育総務課） 3. 阿児アリーナの床面について 4. 阿児アリーナ玄関柱装飾工事について 5. 各課の事務報告・行事予定について   その他  閉会時間　１１時４０分 | | |
|  | |  | | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  森委員  **日程第２**  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第６**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  教育長  各委員  教育長  **日程第７**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第９**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  教育長  **日程第１０**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  教育長  事務局  教育長  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  委員からの意見  事務局  教育長  **日程第１１**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第１２**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第１３**  教育長  事務局  教育長  委員からの意見  教育長  事務局  委員からの意見  委員からの意見  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  筒井教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長 | | 皆さん、おはようございます。  定刻となりましたので、ただいまより平成３０年第１２回定例教育委員会を始めます。  事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  **議　事　の　大　要**  日程第１。会議録署名委員の指名を行います。  会議録署名委員は、２番森委員を指名します。よろしくお願いします。  はい。よろしくお願いします。  **平成３０年第１１回定例会及び第３回臨時会の会議録の承認について**  日程第２です。平成３０年第１１回定例会及び第３回臨時会の会議録の承認について、御異議はございませんでしょうか。  （「異議ございません」の声あり）  異議なしと認めます。したがって、本会議録は承認されました。  **教育長報告**  次に進めます。日程第３、教育長報告をさせていただきます。  １ページをごらんください。  １１月２１日、三重大学教育学部の推薦入試（地域推薦）面接選考が初めてありました。この制度ができて２年目になるわけですが、昨年度は該当者なしということで、今年度は１名の志願者がありました。面接選考を行いました。  志摩高校活性化再編協議会の中でもその問題が扱われまして、委員の皆さんからうまくいったら非常にいいねと。これは、大学卒業後、三重県南部地域の小学校の教員となるということが条件になります。もし合格したら、数年後には志摩市の学校の先生として帰ってこれるんじゃないかと期待をしております。  １１月２３日の志摩市の職員採用試験第３次面接が行われました。  さらには、来年度当初予算について予算査定を行いました。  それから、１１月３０日に鳥羽市、志摩市における土曜日の授業協議会。土曜授業が昨年度までは年５回行なわれて、同一週に振り替えしておりました。ちょっと回数が多いじゃないかという昨年度の反省を踏まえて、今年度は年３回という位置づけになり、さらには来年度２回も認めていこうと。というのは、鳥羽市あたりは離島も抱えていまして、きちっとした教育課程をつくることができないという反省と、また振り替えもしにくいという状況もありまして、２、３回の回数でいこうということになりました。来年度からは、２回も可ということで行われていくと思います。  １２月４日ですが、志摩市総合教育センター設立準備委員会、今年度も第４回を重ねてきました。教育委員さんにはずっと出ていただいているわけですが、姿がはっきりとよりクリアな総合教育センターになってきたと思います。皆さんのおかげだと感謝を申し上げておきたいと思います。  さらには、１２月１２日に三重県教育委員会の人事監が来庁しました。  それから、パールブリッジウォーキング・ジョギング大会の挨拶に行ってきました。今年は３００人を超える参加者があったということで、もう１３回目を迎えています。やっぱり継続は力かなと。健康志向ブームが年々強くなってきているということも影響しているのか、どんどん参加者がふえてきているようです。以上です。  質問がありましたら、どうぞ。  （特になし）  ないようですので、次へ進みます。  **議案第５９号　平成３０年度一般会計補正予算（６号）（案）について**  日程第４、議案第５９号　平成３０年度一般会計補正予算（案）についてを議題とします。資料をごらんください。  本案について、事務局から説明を求めます。  教育総務課です。  ３０年度の一般会計補正予算（第６号）についてです。  前回第５号の説明をさせていただいたのですが、今回は追加で第６号という形で補正予算を上げさせていただいております。また１２月議会に上げさせていただいております。  こちらにつきましては、資料をごらんください。  教育総務課で中学校空調機器設置事業ということで、３億３，６６９万１，０００円増額補正をさせていただきます。  内容につきましては、中学校６校に空調機をつけるんですが、こちらにつきましては、ブロック塀、冷暖房設備対応臨時特例交付金という国の補正を志摩市へつけていただくことになりましたので、それに合わせて志摩市も補正をするということと、あとこの時期にすることによって、来年の６月末を工期にする形で事業を進めたいということで、来年の７月には使えるような方向で進めていくようにいたします。  内容としましては、施工監理業務委託料が２５５万５，０００円。単価入替業務委託料が５６万３，０００円。空調機器設置工事費が３億３，３５７万３，０００円。市内の６中学校の空調機を設置します。普通教室、特別教室等へ、あと、浜島、大王、志摩、文岡の４中学校の使用頻度の高い教室への照明器具のＬＥＤ化工事を行うという形でさせていただいております。  議会に提出した資料を添付させていただいております。こちらの内容で事業を進めたいということで、１２月議会のほうに追加で補正をさせていただきました。以上でございます。  以上、説明がありましたが、質疑はございませんでしょうか。  今年の反省を踏まえまして、猛暑が来年も予想されるということで、前倒しして工事を行うという計画ですね。  ７月から間に合うということですね。  その予定になります。来年、ゴールデンウイークが１０日間になるので、その辺も使いながら工事を進めたいと思います。  よろしいですか。  質疑はないようです。採決に移ります。  議案第５９号について、承認される方は挙手を求めます。  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第５９号は可決されました。  **議案第６０号　教育財産の用途変更（廃止）について**  それでは、日程第５に入っていきます。議案第６０号　教育財産の用途変更（廃止）についてを議題とします。  本案について事務局から説明を求めます。  教育総務課です。教育財産の用途変更について廃止ということです。  資料をごらんください。  教育財産の用途変更（廃止）一覧表にあります、この６校につきまして、平成３０年３月いっぱいで閉校しているということで、学校施設としての用途を廃止しますということで、行政財産ではなく普通財産に変更しますということになります。  ただし、普通財産であったとしても、管理をするのはまだ教育委員会教育総務課ですよということが内部の約束事でありますので、こちらの管理については、引き続き教育総務課で行うのですが、学校の用地でなくなったので、教育財産、行政財産でなく、普通財産としますということの変更をさせていただくということで、本日案件として上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。  資料のほうは各校の図面配置図とか位置図等をつけさせていただいております。以上です。  はい。説明がありましたが、質疑はございませんか。  用途変更の中で、現在学校の取り壊し等も進められていると思いますが、そういったところの状況も御説明いただきますよう、よろしくお願いします。  この６校でいきますと、立神小学校の校舎と志島小学校の校舎は、今年度解体の工事に入らせていただいております。立神小学校の体育館と志島小学校の体育館は残っております。志島小学校は、市役所内部の公共施設マネジメント推進会議という会議の中で残すというのが決まっています。立神小学校については、現在自治会等との協議を進めているということで、保留となっています。  甲賀小学校、国府小学校、安乗小学校につきましては、解体の実施設計を今年度行っております。来年度以降ということでの今年度設計に入りました。今各校の備品等とかをどういう形で処理するというのがまだ確定しておりませんので、各校の残せる物は甲賀小学校へ移して、一旦仮置きしています。あと国府小学校につきましては、何らかの活用ができないのかということの案件が別の部署で確定ではないですけど、ありますんで、今保留となっております。安乗小学校は来年壊す予定をしております。  安乗中学校については、壊すか壊さないかの判断をまだしてないという状況で、保留となっております。以上でよろしいですか。  ありがとうございます。  ほかの方、よろしいか。  （特になし）  質疑はないようです。  では、採決に移ります。議案第６０号について、承認される方は挙手を求めます  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第６０号は可決されました。  **議案第６１号　平成３１年度小中学校の土曜日の授業の実施について**  続きまして日程第６、議案第６１号　平成３１年度小中学校の土曜日の授業の実施についてを議題とします。事務局より説明を求めます。  学校教育課です。資料をごらんください。  平成２５年に学校教育法施行規則が改正され、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の主体的な判断で土曜日の授業を実施することが可能になりました。  これを受けて、志摩市教育委員会では、平成２６年度は試行期間ということで２回、平成２７年度から２９年度までは年間５回、そして今年度、平成３０年度は年３回の土曜日の授業を実施してきました。  先ほど教育長からのお話もありましたけども、１１月３０日に鳥羽市、志摩市における小中学校の土曜日の授業協議会が開催されまして、土曜日の授業の成果と課題を確認しました。  まず成果としましては、大きく２点。授業参観や学校行事、講演会などを実施することで、たくさんの保護者や地域の方に学校に来ていただき、開かれた学校づくりの推進につながった。もう一点は、振り替え休業日を設けて実施できるようになったことはよかった。昨年度は教職員が同一週に振り替えをとることが非常に困難で、振り替え日を設定するのに多くの労力を費やしたというようなことが上げられました。  一方課題としましては、これも大きく２点。地域の行事やスポーツ少年団の大会、部活動の大会などと日程が重なることがあった。もう一点が、習い事や家事都合を理由に欠席する子どももいたという意見がありました。  それらを受けまして、来年度、平成３１年度の方向性としまして、次のようなことが示されました。平成３１年度の土曜日の授業としましては、年間２回から３回実施する。児童生徒の振り替え休業日を設けて実施する教育活動を土曜の授業として実施することも可能とする。これは具体的に運動会であるとか、体育祭であるとか、文化祭といったものも含まれます。それから、開かれた学校づくりという土曜日の授業の狙いに沿った教育活動を実施していく。この２点でございます。これにつきましてお諮りいただきたいと思います。よろしくお願いします。  資料の括弧部分についての検討を願いたいということです。  説明ありましたけども、質問ございませんでしょうか。  意見ということでよろしくお願いします。開かれた学校づくりという土曜日授業の狙いが成果の中でも達成されてきているように思います。課題の部分に関して、学校の行事やスポーツ少年団の大会等と年間計画をそれぞれ出し合っていると思います。十分調整していただきながら、よりよい開かれた学校づくりを推進していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。  ほかの方、ありますでしょうか。  それでは、質疑がほかにないようですので、採決に移ります。  議案第６１号につきまして承認される方は挙手を求めます。  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第６１号は承認されました。  **議案第６２号　平成３１年度全国学力・学習状況調査について**  それでは、日程第７です。議案第６２号　平成３１年度全国学力・学習状況調査について、事務局から説明を求めます。  学校教育課です。  平成３１年度全国学力・学習状況調査について御審議をお願いいたします。  本来ならば、平成３１年度全国学力・学習調査に関する実施要領というものを委員の皆様にお配りし、それをもとに調査への参加、公表の仕方等について御審議をいただくことになっておりますけれども、毎年１２月中旬に県教育委員会を通して、文科省のほうから実施要領が送られてくるのですが、現在のところはまだ届いておりません。県教育委員会へ確認をしたところ、近日中には送付するということでした。ですので、本年度はこの席で御提示することができないことをまず御了承いただきたいと思います。本日は、口頭での提案ということにさせていただきます。  実施要領が送付され、間もなくすると調査に参加するかしないかという志摩市教育委員会の意向を県教育委員会へ伝えなければならないことになっております。例年１月上旬がその時期ですけれども、本年度は１２月下旬ごろと言われております。そこで本日は、次年度の調査に参加するかどうかの意向の確認のみお願いいたします。  次年度につきましては、４月１８日（木）小学校６年生及び中学校３年生の全児童生徒に対して実施されます。対象教科は、小学校については国語、算数。中学校については国語、数学、そして英語となっております。また、学習状況に関する児童生徒質問調査も例年通り予定されております。  志摩市といたしましては、平成３１年度において本調査に参加するということでよろしいでしょうか。それについてお諮りいただきたいと思います。  公表のあり方等につきましては、実施要領が届き次第、まずは事務局で確認をし、その後、次の定例教育委員会で提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。それについてもお諮りください。よろしくお願いします。  実施要綱がまだ届いてないという関係で、口頭説明がありました。実施してよいかどうかを問いたいということでございますので、その前に質疑がありましたらどうぞ。  （特になし）  ないようですね。やっていくという方向性については、確認願えますね。  では、採決に移ります。  議案第６２号について、承認される方は挙手を願います。  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第６２号は承認されました。  **議案第６３号　平成３１年度　志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の日程について**  日程第８に進めたいと思います。  議案第６３号　平成３１年度　志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の日程について。事務局、説明を願います。  学校教育課です。  議案第６３号です。平成３１年度　志摩市立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式の日程につきまして、来年度の志摩市立幼稚園・小中学校の入園式、入学式の日程をお諮りするものでございます。  日程につきましては、志摩市立中学校のほうを平成３１年４月９日（火）、志摩市立小学校を平成３１年４月１０日（水）、志摩市立幼稚園を平成３１年４月１１日（木）に指定させていただいたということでございます。  以上ですけど、入園式、入学式の日程についてということで、よろしくお願いします。  説明がありましたが、質問のある方。  （特になし）  質疑はないようです。では採決に移ります。  議案第６３号について、承認される方は挙手を願います。  （全員挙手）  全員挙手ということで、議案第６３号は承認されました。  **報告第５４号　志摩市総合教育センター設立に係る保護者あて周知文について**  日程第９、報告第５４号に進めてまいりたいと思います。  それでは、本案について事務局から説明を求めます。  学校教育課です。  報告第５４号　志摩市総合教育センター設立に係る保護者あて周知文についてということで、資料をごらんください。センター設立に向けましては、実際に利用する保護者の方への周知が大変重要であるということで、前回の定例教育委員会におきましても１２月に保護者宛ての周知文を配付させていただくことを報告させていただきました。資料にございますけども、１２月中に保育所、幼稚園、小中学校の全ての保護者に行き渡るように周知文の配付について、各所属長に現在依頼しているところでございます。  今後の周知についてですけども、１１月１９日に開催されました議会全員協議会におきまして、センター設立の途中経過について御説明させていただきましたところ、基本方針等も含めより詳しく保護者にセンターの内容を周知していく必要があるといった御意見をいただきました。事務局におきましても検討しました結果、センターの開設までにあと３回保護者宛ての周知文を作成し、配付していく方向で進めていくこととしました。  資料にございますけども、第２弾は１月中旬をめどに配付させていただく予定です。少しかた苦しい感じもいたしますけども、前段にはセンター設立の目的を明確に伝えたいと考えております。  裏面のほうでは、保護者の利用について示しております。教育相談は、子どもの教育に関する保護者の不安や悩みに対応していくことが大きな役割となります。教育相談のあり方については、これまでの設立準備委員会でも議論をしてまいりましたけども、その中で子どもは学校生活の中で多くのことを学んでいくものである、保護者や子どものＳＯＳはまず学校に届けられるべきものである、ＳＯＳが届かない学校であってはならないといったような意見がありました。その一方で、学校の先生とは違った立場の者が話を聞くことで、問題の解決がスムーズにいくことがある、ふれあい教室などでは、学校の先生には内緒だよと言いながら、本音を話していく、心が軽くなる子どももいるなどという意見もございました。そのために、教育相談の保護者の利用につきましては、どのように呼びかけるべきかを検討し、このような形で表記させていただいております。まずは学校としっかりとつながりを持ってくださいというようなことを第一に伝えまして、ちょっとより道に、またより詳しくというような表現でセンターの教育相談を利用することにつきまして記載させていただいております。  ２月号につきましては、概要のみをお示しさせていただいております。教職員研修、調査・研究、資料収集・管理について何のために何をするのかといったことを詳しく伝える内容にする予定です。  内容につきましては、１月の定例教育委員会で報告させていただきたいと思っております。３月号につきましても記載のとおりの内容で、志摩ふれあい教室の紹介や発達支援教室について、施設について、相談時間について、職員についてといったことを詳しく伝える内容にしたいと思っております。内容につきましては、２月の定例教育委員会のほうで報告させていただきたいと考えております。以上でございます。  １２月については既にもう発送しているのですね。  そうです。  発送計画、１月から３月まであと３回配付していく。その中で周知を求めていく。議会の中でも話し合われて周知を求めていくというふうにしていきたいということですね。具体的な中身については、これから足されていく部分もありますけども、大体こういった内容で周知を図っていくという御説明でした。質問ある方どうぞ。  要望ですが志摩市のやろうとしている教育相談ってこうなんだよ、そこに教育センターの位置づけはこうなんですよということを保護者がわかるような形で、周知していってほしいと思います。  保護者啓発のための内容を文章にということですね。ご意見ありがとうございました。  ほか、よろしいですか。  それでは、ほかに質疑がないようですので、報告５４号については承認されました。では、次にいきます。  **報告第５５号　図書館大規模改修事業の進捗について**  日程第１０、議案第５５号に入っていきたいと思います。  資料をごらんください。  報告第５５号　図書館大規模改修事業の進捗について。  それでは、事務局のほうから説明を願います。  おはようございます。本報告は、平成３０年度に取り組んでおります図書館大規模改修設計業務に関する進捗状況を１１月の全員協議会にて報告しました。説明に当たり、資料をお開きください。  図書館の大規模改修の主な事項としましては、大きく基本改修と設備不具合、設備追加、用途変更の２項目となっております。  この点におきまして、以前にも御説明させていた、建築基準法の改正によるエレベーター、防火扉、排煙装置、アートホールの改修を行うことは以前とは変わってございません。  １階部分の玄関を入りまして、右側のハイビジョンシアターは、子どもたちに読み聞かせを行ったり、多目的な図書館のイベントを行えるように改良を行うことで、進めさせていただきます。モニター等を設置し、ビデオ等も見れる、そしてＷＩ－ＦＩを使ったビデオ会議等も全て行えるというような対応ができる施設に改良を考えていることの説明をさせていただきました。  その他は、配置計画などが決まりまして、今後におきましては、平成３１年度早々に工事を発注すべく、詳細設計を進めていく報告とさせていただきます。  １階改修後イメージ図ですが、アートホール、多目的会議室の部分をごらんください。こちらにつきましては、従来電動椅子があったのですが、費用も考えまして、電動椅子をなくすということで、比較的大きな会議室を２つ、または真ん中の点線の部分ですけども、こちらもスライディングウォールで開けたり閉めたりできることで、１つとして利用していただけるか、または２つとして使う、テストとか研修会などにも使えるような空間を考えております。  そしてステージにおきましては、今の高さよりも半分ぐらいに抑えまして、講演者と聞いていただく方との距離感を縮め、演奏会もできる形に進めてございます。  平成３１年早々に工事を発注することで、ただいま詳細設計に入っております。もう少し金額が固まるまでお時間をいただきたいということを全員協議会で説明させていただきました。教育委員さんにも御理解のほどよろしくお願いします。以上でございます。  説明ありましたけども、質疑はありますか。  現在、２階へ上がるところ、アリーナ側のエレベーターの入り口が非常に近くて利便性がいいですけども、この改修ですと、２階へ上がったときに、２階部分に職員が居ないわけですよね。管理上は、今回の改修の中で入ってますか。  そちらも、現場からは要望が上がっております。以前の図書館へ本を楽しみに来るという空間だけではなく、お勉強をしに来ていただける方の空間ということで、当初は２階にも下の図書館の本を持って上がって楽しんでいただき、かつ勉強もできる形を検討しておりました。しかし、先ほど委員言われたみたいに、人員を上にも配置しなければならないということは、費用的にもかかると考えまして、図書館の本を２階へ持っていくには、１階のカウンターのところで借りていただいて、２階に持っていっていただくと、その形で今計画は進めさせてもらっています。  先日も図書館へお邪魔したときに、アリーナ側から入ったわけなんですけども、入ったらトイレからある男の方がすっと出てこられて、自分もびっくりしました。あそこの２階はシーンとしていますよね。下の職員の方が知るという機会が今はない状態だと思うんです。２階に大勢の人が利用している、話をしている状態も見ましたので、職員が今利用者が２階に来ていることを知るようなセンサーを設置して、下の職員が知ることができたらいいのになというのを感じました。  そういうところをこれから整備に入れていきます。利用者の方だけで勉強するスペースを利用していただきますと、申しわけないんですけどもカメラ等は設置させていただくことで、委員さん言われましたアリーナから出入りされる方につきましても、状況を管理ができるような形で進めたいと考えています。  よろしくお願いします。  お二方から出ているセキュリティの問題とか、子どもだけで置いといていいのか、読者だけで置いといていいのかという問題、カメラは設置予定ですか。  はい。  ２階部分も読者専門のものにしていくという、読者を優先的に考えたものにしていくというのは、パブリックコメントでの意見があったのですか。  近いものは意見としてもらっています。基本的には１階は図書館機能を充実。それから２階は、学習機能を充実というふうにすみ分けをしました。今どこの図書館でもそうなんですけど、個人が勉強するスペースとして活用しています。そういった部分を２階にしっかりとつくりたい、大まかに言えばそういうことです。池側はグループ学習としても使えるように何部屋かに割って、６人、１２人、１８人程席のグループで学習ができる部屋になります。アリーナ側は１人ずつが座れるイメージで、プライベート重視な形です。そこに明かりを１テーブルに１つずつとか、コンセントとか、そういった形でプライバシーが確保できた１人ずつの学習机というイメージで並べたいと。真ん中は飲食可能なスペースで予定しています。アートホールは、電動椅子はなくして、資料のとおりパーテーションで２つに切って、椅子なしですと約１００名、教室形式にすると約８０名の人数で会議ができるスペースを考えています。  ２階の管理をどうしていくかという問題ですね。  そうですね。今後また詰めていきたいと思います。貸館もできるようにしたいと思ってますので、そこも含めて管理の部分を検討します。  子どもたちが利用するところを大切に。  はい。  １ついいでしょうか。カメラのお話ですけど、やはり死角になったりする部分もあると思います。もし可能であるなら職員の方に時間を決めて見回りに行っていただけるといいかなと思います。子どもたちだけですので、音声とかも入らないとどんなことでトラブルになっているかわからないこともあるかと思います。大人の目があると違うかなと思うので、見回りとかも御検討いただきたいです。  そのあたりは今もしていて、カメラが故障しているということもありまして、エアコンで、暑くないかな、寒くないかなというのを確認に小まめに回っています。ありがとうございます。  ほか、よろしいですか。  それでは、ほかに質疑がないようですので、報告５５号については承認されました。  **報告第５６号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用について（答申）**  日程第１１、報告第５６号　志摩市社会体育施設及び学校体育施設の夜間利用について（答申）。本案について事務局から説明を求めます。  こちらにつきましては、国府小学校の校舎、そして甲賀小学校の校舎が閉校になったことで、ナイター設備が校舎についていることも、今後これをまた復旧するのかどうなのかということを推進審議会のほうにかけさせていただいたという御報告でございます。そして、また今の東海中学校のテニスコートですけども、学校のクラブ活動の中で、テニスコートを学校開放してくれるのか、テニスコートはグラウンドに値するのか、それともテニスコートはテニスコートなのか、そういったことの御質問がありましたということの協議をいたしていただきました。その結果ですが、そのときの審議会の内容としましては、もう少し資料が足らないということでしたので、学校がいつ解体するのか、またはその団体を１つにまとめることはできないのか、そしてナイター利用の料金、そういったところも全て含めて再検討する必要があるということで、調査項目を上げていただきました。そのことについて次回のスポーツ推進審議会の中で再度答申させていただく形でございます。以上でございます。  説明がありましたが、質疑はありませんか。資料不足につき継続審議という結果になったということです。よろしいですか。  （特になし）  質疑はないようですので、報告第５６号につきましては承認されました。  **報告第５７号　外国人英語指導業務委託プロポーザル方式選定委員会委員の委嘱について**  日程第１２に入ってまいります。  報告第５７号　外国人英語指導業務委託プロポーザル方式選定委員会委員の委嘱について。それでは、事務局から説明願います。  学校教育課です。  外国人英語指導業務委託プロポーザル方式選定委員会の委嘱について説明させていただきます。本業務の選定委員会委員の委嘱につきましては、６月の定例教育委員会に報告させていただいたところですけども、事業実施に当たりまして、業者選定のための指名型プロポーザルに係る入札審査会において審査した際に、契約方法について、長期継続契約ではなく新年度からの３年間の債務負担行為によりまして予算を確保し、実施することになりました。そのために、新年度からの業務実施に向けて、改めてプロポーザルの実施を行うというために、委員の委嘱について報告させていただくものであります。志摩市プロポーザル方式選定委員会設置条例第３条第１項で、委員会の委員は業務ごとに次に掲げるもののうちから市町が委嘱し、または任命するというふうに定められております。また、志摩市プロポーザル実施ガイドラインで、プロポーザル方式を実施するときは、志摩市プロポーザル方式選定委員会設置条例に基づきまして、志摩市プロポーザル方式選定委員会を発注案件ごとに設置しなければならないとされておりますことから、本日配らせていただいた１枚のものですね、外国人英語指導業務委託プロポーザル方式選定委員会設置要綱というものを配らせていただきました。こちらのほうを定めまして、委員会を設置します。委員につきましては、同要綱第３条第１項で、委員会の委員は別表に掲げる者とすると定められておりますことから、要綱の下のところに別表がございます。こちらのほうも職名により委員会名簿の８名の方を任命委嘱するものでございます。  委員の任期につきましては、同条第２項で委員の任期は委嘱し、または任命した日より当該業務の契約締結の日までとすると定められていることから、平成３０年１１月１９日から契約締結の日までを任期期間としております。  なお、プロポーザルの日程としましては、１２月２７日に指名業者の通知を予定しております。それから、プレゼンテーションを２月４日の実施予定でございます。以上でございます。  質疑はございませんか。  （特になし）  質疑はないようです。報告第５７号につきまして、承認されました。  **その他協議・報告案件について**  続きまして、日程第１３に入っていきます。  その他協議案件について、教職員等の学校敷地の駐車場使用料徴収にかかる考え方について、事務局から説明を求めます。  学校教育課です。  教職員等の学校敷地の駐車場使用料にかかる考え方についてということですけども、去る９月２１日に実施されました志摩市議会の予算決算特別委員会におきまして、議員の方より職員駐車場使用料についての質問がございまして、その中で市内の学校に勤務する教職員の駐車場使用料のことが取り上げられました。  そこで、教職員について学校敷地への駐車使用料を徴収しないこと、また同じく学校に勤務する介助員等の市の臨時職員については、使用料を徴収しているということについて不公平であるというような御意見が出されまして、これに対する考え方について改めて議会のほうに示すということとなりました。  その後、１１月１９日に開催されました全員協議会におきまして、使用料徴収にかかる事務を行っている市の総務部より市の臨時職員にかかる使用料徴収の根拠について説明しましたけども、理解を得られず、再度検討することということになりました。  使用料の徴収にかかる事務を担当するのは、市の総務部のほうではございますけども、学校敷地内における教職員にかかる問題でもございますことから、教育委員会事務局としましても一体となって対応していくこととしております。  そこで、教育委員会としまして、委員の皆様にもこの問題についてお考えをお聞かせいただきたい、また教育委員会の考え方としてまとめさせていただきまして、総務課のほうとも協議を図っていきたいと思っております。そういったことで、御意見をよろしくお願いします。  このことについて教育委員さんの意見を伺いたいということです。  教職員につきましては、県下どこも取ってないという現状もあって、もし徴収すると、環境の整備等課題があり、委員会としては取らないという意見を述べさせていただきます。  市職員につきましては、学校の総体としまして、教職員としてのくくりの中で一体として考えて徴収しない方向でお願いします。  今の件よろしいですか。できれば徴収しない方向でまとめにします。  その他案件、東海小学校にかかる案件について事務局から報告を求めます。  東海小学校の案件ということで報告です。１２月議会におきまして、東海小学校の物見塔等の利活用について一般質問がありました。それに対する答弁、ちょっと時間切れというところもありまして、改めて所管事務調査ということになりましたので、事務局より報告をさせていただきます。  その中では、東海小学校の「みんなのやくそく」という形の中で学校側から子どもたちに出しているいろいろな約束事が書いている中に、物見塔については子どもたちだけで登らないとか、中庭で遊ばないとか、テラスも先生の指示があったときに外へ出るようにしましょうというような形で、利活用に関する制限がかかっています。  それについては学校側としましては、目の行き届かないところになってしまうということで危険性が高くなる、もし何か事故が起こったときに重篤な事故になる可能性が高い、ということがあります。学校側としましては、「外で遊ぶときはグラウンドで」というような指示をしていたりということがあります。実際に外へ出たりする時間も２限目、３限目の間とか、お昼休みとかに限られているところです。何らかの制限というのはその他の学校でもある中で、東海小学校でもそういう部分があります。  それについて報告をさせてもらったところ、議員さんとしましては、東海小学校を建てるに当たって、ワークショップ等で子どもたちの意見を聞いて、物見塔であったりとか、２階部分にある外のテラスというのを設置したのに、なぜそれを自由に使わせないんだという御意見をいただいております。  先生としては、逆に目が行き届かないので危険ですというところで、意見としては対立するようなところがあります。教育厚生常任委員会の中では今後継続審議ですということ、また今後の利活用について教育委員会と学校現場とで協議をして、利活用できる部分をふやしていくことで考えておりますが、議員さんの中では自由に行き来させたほうがよいということでの意見はいただいております。  現在学校では、そういう制限はあるんですけど、物見塔については１年生が学校探検という授業で物見塔に行ったりとか、３年生が社会科の授業で使っていたりとか、あと休み時間に子どもたちが行きたいと言った場合は、先生が一緒についていって上がるということもあるし、あと外テラスと中庭については、理科の授業で使ったりとか、図工で写生をするときに外へ出て書くとか、先生の管理できる範囲の中で利活用はしています。議会ではそういう形じゃなくて使わせたらどうですかというような意見ではあります。  学校にもその旨お話をさせてもらっているところです。今学校としましても新設学校で、先生たちもまだ学校の施設自体になれてない部分もあるんで、そういう制限をかけていることはあるんですけど、今後なれてくるともう少し拡大して利活用できるようにということはおっしゃってくれてます。  今後継続審議ということで、委員さんのご意見を何か承り、それを参考に学校とも協議していきたいと思います。よろしくお願いします。  子どものことを考えて、どういうふうな形が子どもにとっていいのか、学校も一生懸命考えている中で親御さんに話したりとか、約束事も常に見直しながらよりよい方向にもっていき、もっと自由に、なおかつ安心安全に活用することにつなげていただきたい。  今の課長の説明の中でも利活用について、学校のほうも検討して、保護者への説明もしてやっていこうとしているわけですから、そういうふうに継続してやってもらったらいいと思います。  発達段階と同時に、今は新しい施設に入ったばかりです。施設への慣れともあろうかと思うので、その辺も踏まえていきます。  続きまして、各課からの報告になります。どうぞ。  阿児アリーナ床面について報告させていただきます。  ８月の全員協議会の席におきまして、平成２９年度に完成しました阿児アリーナ改修工事で、ロビー付近の床面にひび割れが確認できるとの指摘がありました。このことについて、教育委員会では建設部の協力を得て、設計管理業者と設計施工業者及び志摩市の指名業者である１級建築士２名の意見を徴収したところ、施行に関する箇所はないという見解となりましたので、１１月の全員協議会におきまして報告をし、御理解をいただいたというものです。なお、ひび割れについては、部分的ではございますが、施工業者の寄附というような形で修理も若干していただけるということも申し上げさせていただきます。以上です。  今の件、よろしいでしょうか。  続きまして、阿児アリーナの玄関柱装飾工事について御報告させていただきます。平成２９年度を末に完成しました阿児アリーナ改修工事に附帯しまして、阿児アリーナ玄関前の柱５本にアトリエエレマンプレザンの作品を装飾した工事におきまして、先ほどと同じく８月の全員協議会の席におきまして、設計に必要となる図面が不足しているのではないか、設計価格と入札価格が同じになるのはおかしいのではないかという御質問をいただきました。  設計業者並びに施工請負業者に、発注の際には図面があったことを確認しました。設計金額と入札金額が同額であったことについては、ほかに事例のない工事であったこと、完成品が作者であるエレマンプレザンに認められる必要があったことなど、芸術作品であったため、設計に必要な見積もりを行った設計業者と入札を行った業者は同一であったことから、設計価格と契約価格が同額になったと１１月の全員協議会で説明し、御理解を得ることができました。  またその際には、今回の工事に関する契約関係書類について十分でなかった部分もありました。その内容につきましては、今後十分に気をつけるということで御理解をいただいたという御報告です。以上です。  議会の報告です。よろしいですね。  （「はい」の声あり）  その他案件、もうよろしいか。  お手元に配らせていただいています、「志摩の教育」広報誌です。  総合教育センター設立準備委員会の後発行させていただいておるんですけども、ナンバー８ということで今回つくらせていただいております。１２月４日に第４回の委員会が開催されまして、そこで主に協議内容が３点あったことで表記させていただいております。  １点目が志摩市総合教育センター設立に向けた途中経過について、これにはセンター設立で設置条例のほうを議会のほうで上程するということに当たりまして、全員協議会で教育総合センターの設立に向けた途中経過を報告させていただきました。同様に、委員会にもお話させていただきました。１つがセンター長の権限について。重要な役割を担うということで、権限はどの程度のものであるのか、また教育委員会事務局で学校教育課の所管する機関でよいのか。それから、保護者への周知について詳しくする必要があると。３つ目が、教育相談総合窓口の開設について夜間窓口のことも必要という意見が出ました。このことを受けまして事務局では、センターは学校教育課の所管ではなく独立した１つの課としてセンター長も課長級を置く。保護者への周知は４月までに４回行うこと。夜間窓口の時間帯は特に設定しないが、時間外を希望する方には随時対応するというような考え方を報告させていただきました。  ２点目が発達支援教室について協議を行いまして、その内容については書いてあるとおりでございます。実施の目的と方向についてそこで議論いただきました。  それから、３番目のパンフレットについて（案）を示させていただきまして、御意見等いただきました。  この３点について委員会で議論していただき、その協議で意見を集約したことが一番下に書いてございます。その中身ですけども、保護者への周知が現段階では行われていない。今後より詳しく行っていく必要がある。それから、時間外に相談したい方も見える。そのような方にもしっかり対応していただきたい。発達支援教室については、途切れのない支援を行う上でとても重要である。センターの事業としての位置づけをしっかりしていかなければならない。サテライト研修は、現場の自主的な研修を尊重することにつながる。このような支援体制をつくるのはとてもよい。たくさんの参加者を募るような研修は、夏季休業期間中に実施するのがよい。夜間使用の際の施錠管理についてしっかりと考えていく必要があるといったような御意見をいただいたということで、１枚の物にまとめさせていただいた次第でございます。以上です。  もう既に発送済みの「志摩の教育」ですので、それを参考にしてください。  その他ほかにはございませんね。それでは、各課の報告をしてください。  教育総務課です。教育総務課の１２月２１日から１月２１日までです。１月８日の１４時から、先般内定をしました志摩高校海外留学奨学生、特別奨学生ですが、こちらにつきましては、特別奨学生が市長のほうへ表敬訪問して、子どもたちの抱負を聞いて市長からの激励を受けるという形で、志摩市のほうに来ていただくということを予定しております。今回１２月の議会の補正予算が通って初めて決定を出すということで、決定通知もそのときに出していけるかなと考えております。あと１月２１日（月）９時から平成３１年教育委員会第１回定例会を４０５号会議室、こちらの会議室で行う予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。  続けてどうぞ。  学校教育課です。１２月２１日、あす金曜日ですけども、小中学校が終業式ということでございます。１月８日（火）小中学校始業式となっております。１月１３日（日）ですけども、人学発表会、迫間教育集会所の事業です。磯部生涯学習センターのほうで行われます。１月１５日（火）１５時３０分からしまふれあい人権フォーラム第３回の実行委員会が本庁の４階で行われます。１月１８日（金）１５時から志摩市小学校社会科副読本編集委員会第２回全員部会が本庁の４階で行われます。以上です。  それでは、どうぞ。  生涯学習スポーツ課です。１２月２１日（土）午後１時から郡上市と志摩市少年野球チームの交流試合が磯部ふれあい公園で行われます。１２月２４日９時半から神洲太鼓ということで公演とワークショップが阿児アリーナで開催されます。１２月２６日（水）午前１０時半から三重とこわか国体・三重とこわか大会志摩市実行委員会第１回常任委員会が阿児アリーナで開催されます。続きまして、１月１０日（木）午後６時から阿児リニューアルオープン記念事業宝くじまちの音楽会　岩崎宏美ｗｉｔｈ宗次郎が阿児アリーナオーシャンホールで行われます。こちらにつきましては、１，５００席のほうがもう既に完売しております。続きまして、１月１３日（日）午前１０時３０分から平成３１年志摩市成人式が阿児アリーナオーシャンホールで開催されます。以上でございます。  一括して質疑を受けます。  ないですか。  （特になし）  それでは、その他協議・報告案件について、全て終わらせていただきます。  以上で本日に日程は全て終了しました。次回の予告をしておきたいと思います。来年１月２１日（月）午前９時からこの会議室です。よろしくお願いしたいと思います。どうも１年間ありがとうございました。よいお年を。 |